

○厚内閣府令、総務省令、法務省令、農林水産省令、環境省令、原子力規制委員会規則、
 国土交通省令、厚生労働省令、財務省令、文部科学省令、
 防衛省令、農林水産省令、環境省令、原子力規制委員会規則、
 第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関

係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する法令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

外務大臣 岸田 文雄

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 下村 博文

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣 望月 義夫

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

防衛大臣 中谷 元

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年

厚内閣府令、総務省令、法務省令、農林水産省令、文部科学省令、
 国土交通省令、厚生労働省令、財務省令、経済産業省令、
 環境省令、原子力規制委員会規則、令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 内閣府、文部科学省及び厚生労働省

附則

この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。